

無選択型終身保険(低解約払戻金型)

みどりの終身

メモリアルⅢ

保険金額
80万円

保険料払込期間 20年

契約年齢 満30歳～80歳

保険料払込期間 100歳払済

契約年齢 満60歳～85歳

一生涯
保障



■ 85歳までお申し込みいただけます。

持病や入院・手術の経験があっても、「もしものとき」を一生涯保障

■ 医師による診査や告知書の提出不要

— 安心の未来を託す。

 みどり生命

あなたやご家族に明日、 万が一のことがあったら？

すぐに連絡すべき人は誰？

お墓やお葬式は
どういう形で
行いたい？
誰が負担する？

亡くなった後の手続きは
誰が行う？

保有する
預貯金口座は
どうする？

財産の
相続は
どうする？

できるだけ
家族に負担を
掛けたく
ないわ。

何も準備していない状態でその時を迎えると、
家族は誰に訃報の連絡をすれば良いかわからず
慌てたり、しっかり検討をしないで葬儀を依頼して、
高額な葬儀費用を支払うことになったりと、
後悔の残る結果になってしまうかもしれません。

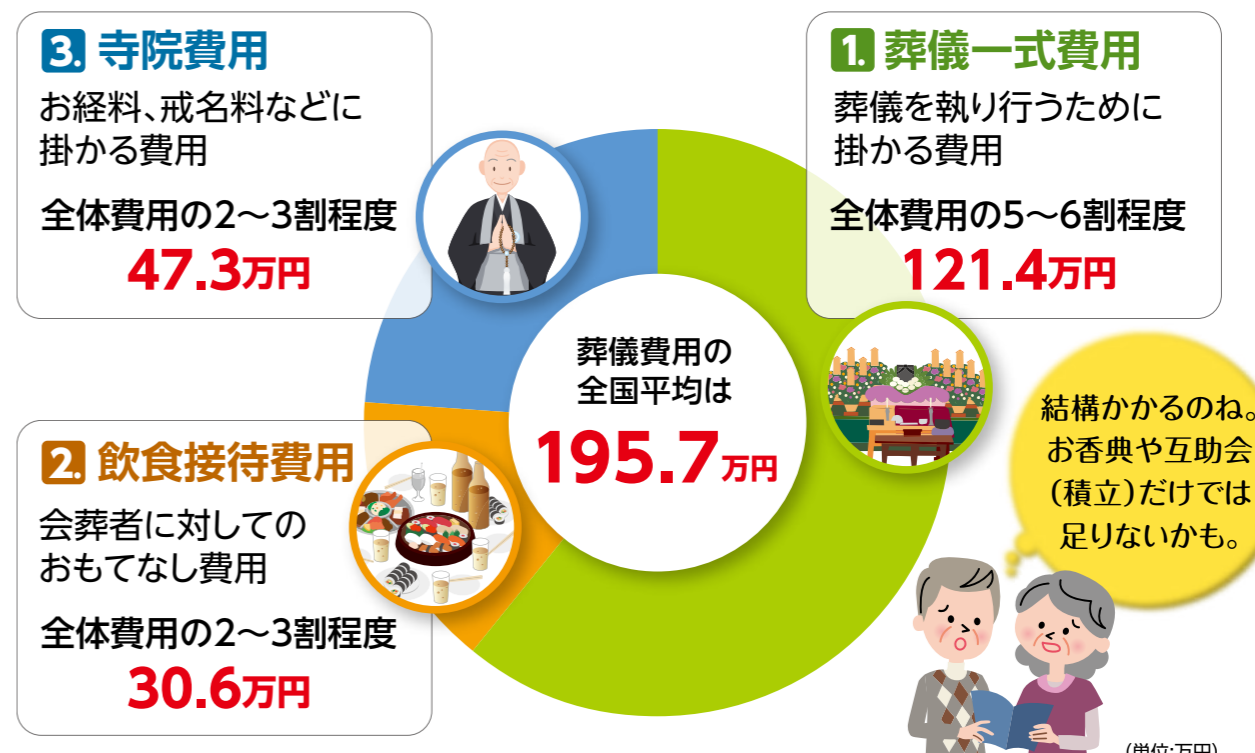


必要になる「その時」、
希望や想いをちゃんと伝えるために、
しっかり準備をしておきたい。

終活の第一歩として、
まずは、将来の葬儀費用の準備から始めませんか？

葬儀にかかる三大費用とは？

「葬儀一式費用」「飲食接待費用」「寺院費用」の3大費用



	北海道	東北	関東A	関東B	中部A	中部B	近畿	中国	四国	九州
1 葬儀一式費用	100	100	140	110	150	150	120	95	109	106
2 飲食接待費用	24.4	25.3	50.3	32.7	49.2	26.0	21.4	14.2	25.8	19.6
3 寺院費用	33.4	60.9	54.2	50.2	42.7	65.9	46.5	42.6	39.2	29.1
葬儀費用合計	154	202	238	186	227	245	189	163	156	166

※関東A:茨城・栃木・群馬・千葉 関東B:埼玉・東京・神奈川 中部A:新潟・富山・石川・福井 中部B:山梨・長野・岐阜・静岡・愛知
※出典「第11回葬儀についてのアンケート調査」報告書(2017年1月)一般財団法人 日本消費者協会
(注)葬儀一式費用・飲食接待費用・寺院費用の合計が葬儀費用の合計とはなりません。
各項目のそれぞれの平均費用で、アンケートの回答数が異なるためです。

大切なご家族のために、 みどり生命でご準備しませんか？

葬儀費用の
備えには

85歳まで健康状態にかかわらず
どなたでもお申し込みいただける
一生涯保障の**終身保険**がピッタリです！

詳細は
次へ

みどりの終身メモリアルⅢの特長とは?

健康状態にかかわらずお申し込みいただける **一生涯保障**の保険です。



6つのあんしんポイント

1 加入意思があれば、健康状態にかかわらず **お申し込みいただけます!**

持病・既往症があっても、通院中・治療中・入院歴・大きな手術の前後でもお申し込みいただけます。

2 告知書や医師の診査は**必要ありません。**

告知書の記入や医師の診査を受けていただく必要はないので、手続きはとても簡単です。告知義務違反による解除の制度はありません。

3 一生涯にわたって**保障が継続!**

万が一の保障が一生涯(終身)続くので、安心です。

4 **お手頃な保険料で保障を確保**できます。

保険料払込期間中の解約払戻金を低く抑えることで、その分保険料を割安にしています。しかも、保険料は払込満了まで変わりません。

5 **かけ捨てではありません。**

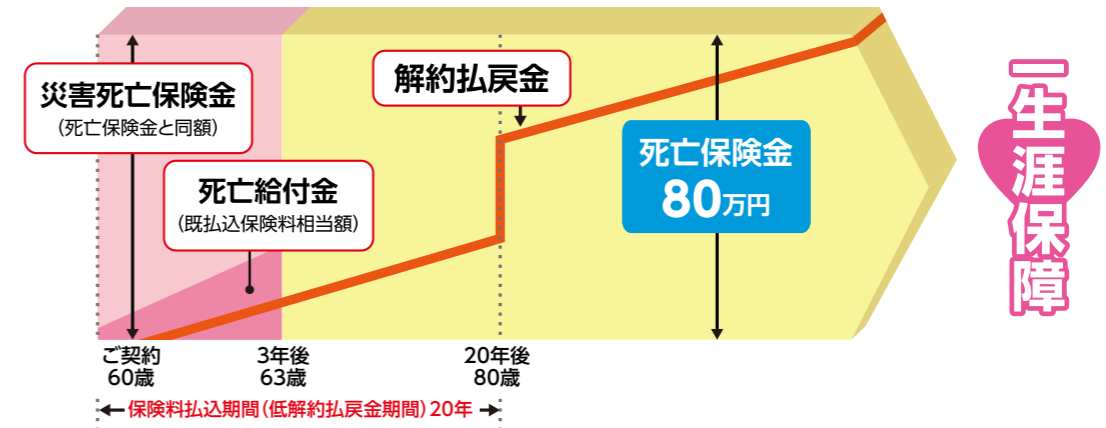
途中で解約したときは解約払戻金をお支払いします。ただし、ご契約後短期間で解約した場合は、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。

6 交通事故などの不慮の事故で **万が一のときは、災害死亡保険金をお支払い!**

ご契約日から3年以内に病気で死亡された場合は死亡給付金として、既払込保険料相当額をお支払いしますが、不慮の事故や所定の感染症を原因として死亡された場合は3年以内でも死亡保険金と同額の災害死亡保険金をお支払いします。

商品の仕組み図

保険料払込期間 **20年**の例 契約年齢 満**30歳~80歳**



- ご契約日から3年以内に死亡された場合は、次の通りお支払いします。
 - ①災害で死亡された場合は**災害死亡保険金**(死亡保険金と同額)をお支払いします。
 - ②病気で死亡された場合は**死亡給付金**(既払込保険料相当額)をお支払いします。
- ご契約日から3年経過後に死亡された場合は**死亡保険金**をお支払いします。

保険料払込期間で選べる2つのコース

保険料払込期間	契約年齢	保険期間	性別	ご契約例				詳細は
				月払保険料				
				被保険者 40歳	被保険者 60歳	被保険者 70歳	被保険者 81歳	
20年	満30歳~80歳	終身	男性	3,882円	4,702円	5,735円		5ページ
			女性	3,746円	4,094円	4,670円		6ページ
100歳払済	満60歳~85歳	終身	男性		3,881円	5,512円	9,389円	7ページ
			女性		2,940円	4,210円	7,350円	8ページ

男性 月払保険料・解約払戻金例表 (単位:円)

保険金額 80万円

Table with columns: 契約年齢, 月払保険料, 経過年数 (1-30), 払込期間満了時 (20-30). Contains monthly premium and surrender value data for males.

※契約年齢やご契約日からの経過期間によっては、累計払込保険料がお受け取りいただく保険金額を上回る場合があります。
※経過年数とは、保険のご契約日から起算した年数をいいます(払込期間満了時までは、保険料払込年数をいいます)。
※保険料払込期間中にご契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
※多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。解約払戻金の額は契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

女性 月払保険料・解約払戻金例表 (単位:円)

保険金額 80万円

Table with columns: 契約年齢, 月払保険料, 経過年数 (1-30), 払込期間満了時 (20-30). Contains monthly premium and surrender value data for females.

※契約年齢やご契約日からの経過期間によっては、累計払込保険料がお受け取りいただく保険金額を上回る場合があります。
※経過年数とは、保険のご契約日から起算した年数をいいます(払込期間満了時までは、保険料払込年数をいいます)。
※保険料払込期間中にご契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
※多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。解約払戻金の額は契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

男性 月払保険料・解約払戻金例表 (単位:円)

保険金額 80万円

契約年齢	月払保険料	経過年数									払込期間満了時 100歳
		1年	2年	3年	4年	5年	10年	15年	20年		
60	3,881	1,394	30,778	60,131	79,397	98,958	196,358	268,870	345,306	800,000	
61	4,004	2,271	32,526	62,746	82,806	103,177	201,022	275,490	354,310	800,000	
62	4,137	3,223	34,421	65,594	86,514	107,532	205,168	282,750	363,187	800,000	
63	4,281	4,254	36,486	68,687	90,305	111,678	209,077	290,592	371,851	800,000	
64	4,436	5,366	38,706	72,003	94,012	115,482	213,219	298,985	380,334	800,000	
65	4,601	6,538	41,045	75,478	97,602	118,955	218,106	307,864	388,739	800,000	
66	4,773	7,761	43,468	79,064	101,073	122,200	224,110	317,156	397,198	800,000	
67	4,950	9,014	45,941	82,715	104,486	125,518	231,447	326,762	405,837	800,000	
68	5,130	10,286	48,449	86,411	108,077	129,378	240,148	336,614	414,726	800,000	
69	5,317	11,588	51,011	90,198	112,140	134,126	249,983	346,596	423,817	800,000	
70	5,512	12,950	53,699	94,184	116,843	139,877	260,490	356,552	432,911	800,000	
71	5,721	14,415	56,597	98,495	122,266	146,565	271,207	366,385	441,829	800,000	
72	5,950	16,019	59,782	103,254	128,381	154,035	281,738	376,067	450,446	800,000	
73	6,204	17,802	63,334	108,554	135,146	162,118	291,886	385,627	458,741	800,000	
74	6,487	19,795	67,298	114,450	142,482	170,612	301,587	395,083	466,711	800,000	
75	6,802	22,010	71,692	120,966	150,280	179,290	310,894	404,377	474,323	800,000	
76	7,150	24,447	76,519	128,105	158,406	188,029	319,994	413,501	481,628	800,000	
77	7,533	27,102	81,765	135,816	166,817	196,791	329,159	422,490	489,093	800,000	
78	7,948	29,970	87,397	144,050	175,466	205,646	338,631	431,433	498,454	800,000	
79	8,395	33,030	93,381	152,733	184,398	214,709	348,558	440,373	515,550	800,000	
80	8,875	36,283	99,694	161,836	193,662	224,085	358,875	449,248	800,000	800,000	
81	9,389	39,718	106,330	171,341	203,306	233,910	369,483	458,053	800,000	800,000	
82	9,939	43,353	113,317	181,267	213,444	244,351	380,291	467,296	800,000	800,000	
83	10,530	47,220	120,701	191,663	224,187	255,489	391,255	479,163	800,000	800,000	
84	11,170	51,359	128,557	202,614	235,593	267,293	402,294	501,288	800,000	800,000	
85	11,865	55,826	136,981	214,184	247,631	279,529	413,239	800,000	800,000	800,000	

※契約年齢やご契約日からの経過期間によっては、累計払込保険料がお受け取りいただく保険金額を上回ることがあります。
 ※経過年数とは、保険のご契約日から起算した年数をいいます(払込期間満了時までは、保険料払込年数をいいます)。
 ※保険料払込期間中にご契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
 ※多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
 解約払戻金の額は契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

女性 月払保険料・解約払戻金例表 (単位:円)

保険金額 80万円

契約年齢	月払保険料	経過年数									払込期間満了時 100歳
		1年	2年	3年	4年	5年	10年	15年	20年		
60	2,940	0	17,862	40,881	59,894	78,961	173,162	254,753	332,257	800,000	
61	3,033	0	19,223	42,924	62,467	81,962	178,522	262,258	340,638	800,000	
62	3,133	0	20,670	45,096	84,971	184,334	269,947	349,087	800,000	800,000	
63	3,238	0	22,204	47,395	88,046	190,591	277,881	357,617	800,000	800,000	
64	3,350	0	23,823	49,819	91,370	197,245	286,093	366,235	800,000	800,000	
65	3,467	0	25,532	52,372	95,181	204,261	294,578	374,938	800,000	800,000	
66	3,592	0	27,346	55,085	99,531	211,529	303,254	383,674	800,000	800,000	
67	3,728	623	29,294	58,010	104,274	218,934	311,986	392,376	800,000	800,000	
68	3,875	1,682	31,414	61,192	109,219	226,421	320,694	401,010	800,000	800,000	
69	4,035	2,836	33,722	64,656	114,278	234,010	329,383	409,579	800,000	800,000	
70	4,210	4,085	36,223	68,394	119,470	241,752	338,095	418,093	800,000	800,000	
71	4,398	5,435	38,912	72,409	124,862	249,706	346,887	426,570	800,000	800,000	
72	4,602	6,880	41,793	76,710	130,530	257,872	355,790	435,014	800,000	800,000	
73	4,821	8,432	44,883	81,320	136,562	266,262	364,834	443,435	800,000	800,000	
74	5,057	10,102	48,206	86,270	142,978	274,877	374,014	451,901	800,000	800,000	
75	5,313	11,902	51,782	91,598	149,778	283,714	383,300	460,661	800,000	800,000	
76	5,589	13,842	55,641	97,339	156,954	292,786	392,681	470,239	800,000	800,000	
77	5,889	15,938	59,802	103,530	164,494	302,124	402,146	481,662	800,000	800,000	
78	6,213	18,200	64,297	110,194	172,406	311,758	411,713	496,945	800,000	800,000	
79	6,562	20,648	69,137	117,358	180,755	321,732	421,487	520,113	800,000	800,000	
80	6,941	23,278	74,339	125,043	189,583	332,033	431,806	800,000	800,000	800,000	
81	7,350	26,116	79,935	133,294	198,942	342,663	443,366	800,000	800,000	800,000	
82	7,792	29,174	85,964	142,146	208,866	353,607	457,519	800,000	800,000	800,000	
83	8,271	32,485	92,455	151,638	219,390	364,872	476,950	800,000	800,000	800,000	
84	8,790	36,054	99,439	161,798	230,526	376,574	507,058	800,000	800,000	800,000	
85	9,354	39,914	106,952	172,666	242,250	389,154	800,000	800,000	800,000	800,000	

※契約年齢やご契約日からの経過期間によっては、累計払込保険料がお受け取りいただく保険金額を上回ることがあります。
 ※経過年数とは、保険のご契約日から起算した年数をいいます(払込期間満了時までは、保険料払込年数をいいます)。
 ※保険料払込期間中にご契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
 ※多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
 解約払戻金の額は契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

ご加入後も
安心
その1

ご契約者さまのご家族さまにも「安心」をお届けします！

「安心のご家族登録サービス」の ご案内

「安心のご家族登録サービス」にお申し込みいただくと

1

登録したご家族さまが、
ご契約者さまに代わって
ご契約内容についてお問
い合わせいただけます。

2

災害時など、みどり生命がご契約者さまと連絡が取
れない場合、登録したご家族さまにご契約者さまの
連絡先の確認を行います。ご契約者さまの連絡先が
判明することで、ご契約者さまはみどり生命からの
重要なお案内をお受け取りいただけます。

●「安心のご家族登録サービス」とは、当社のご契約に関する情報を、ご契約者さまのご家族さまにも提供できるように、事前にご契約者さまよりそ
のご家族さまを指定・登録いただく制度です。みどり生命では、迅速・確実に死亡保険金などの請求手続きができるよう、死亡保険金受取人さまを
当制度に登録することを推奨しています（「ご契約者さま」＝「死亡保険金受取人さま」の場合は、被保険者さまを登録することを推奨しています）。

お客さまのこのような声にお応えいたします！



保険のことは妻に任せ
ているから、妻にも話し
てもらえないかな・・・



主人の保険について、
フリーダイアルで聞き
たいけど、私では教え
てもらえないの？

娘にも自分の保険のこ
とを知っておいてもらっ
たら将来も安心だな！



住所変更の届出を忘れたけ
ど、登録した娘に私の所在確
認の連絡があり、無事手続き
ができてよかった！



ご加入後も
安心
その2

みどり生命ならご葬儀費用のお支払い時も「安心」です！

「保険金等受取支払指図方式」の ご案内

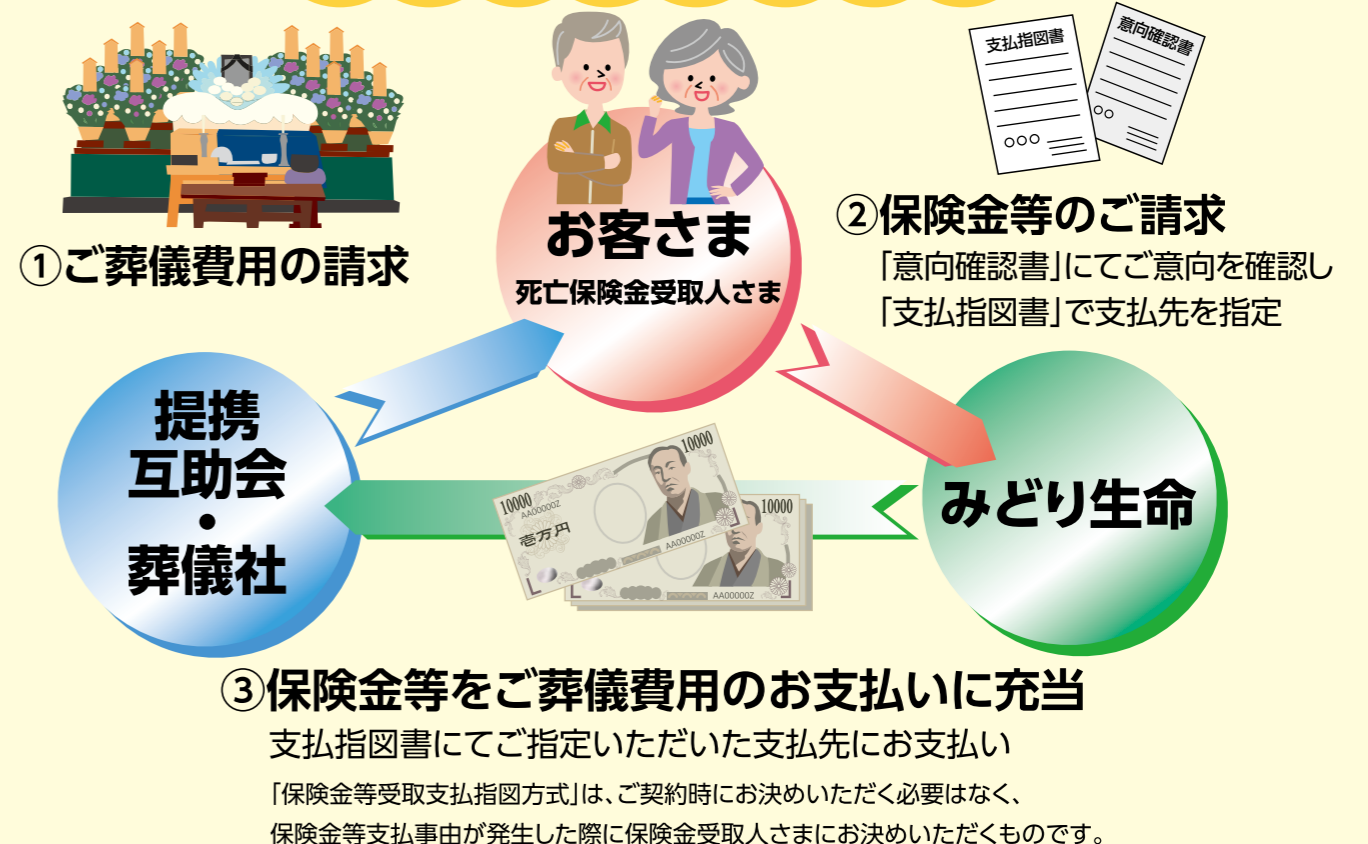
通常の保険金等お支払いの流れ



「保険金等受取支払指図方式」をご利用した際の保険金等支払いの流れ

ご葬儀は様々な手続きがあって大変!・・・そんな時に

“保険金等受取支払指図方式”の
ご利用でとっても便利



契約概要

この「契約概要」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご理解・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

保障内容について

保険金をお支払いする場合(支払事由)

保険金・給付金名称	保険金・給付金をお支払いする場合(支払事由)
災害死亡保険金	被保険者が契約日から起算して3年以内に次のいずれかに該当して死亡されたとき。 ①責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき。 ②責任開始時以後に発病した所定の感染症を直接の原因として、死亡されたとき。
死亡保険金	被保険者が契約日から起算して3年経過後に死亡されたとき。
死亡給付金	被保険者が契約日から起算して3年以内に災害死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡されたとき。

※「責任開始時」とは、申し込まれたご契約の保障が開始される時期をいい、その責任開始時の属する日を「責任開始日(責任開始の日)」といいます。またこの保険では、「責任開始日(責任開始の日)」の属する月の翌月1日を「契約日」としております。保険金・給付金をお支払いできない場合(免責事由)については「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。

商品名称・保険期間・契約年齢などについて

名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
無選択型終身保険(低解約払戻金型)	終身	20年	満30歳～80歳
		100歳払済	満60歳～85歳

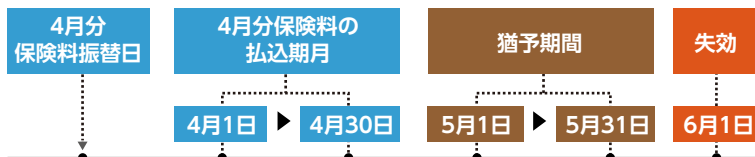
責任開始時について

お申し込みいただいた保険契約を当社が承諾した場合には、第1回保険料のお払い込みが完了した時から、当社は保険契約上の責任を負います。



保険料の払込方法と保険契約の失効について

- 保険料のお払い込みは口座振替となります。
- 第2回目以降の保険料については、払込期月の前月内にお払い込みください。なお、払込期月内にお払い込みの都合がつかない場合のために、猶予期間を設けています。
- 払込猶予期間内にお払い込みがない場合、保険契約は効力を失います。(失効)



特約と配当金について

特約・配当金はありません。

解約と払戻金について

- 保険料払込期間中にご契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
- 多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。解約払戻金の額は契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

ご契約の際には、「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」記載事項の例 ●お申し込みの撤回について(クーリング・オフ制度) ●保険金をお支払いできない場合について ●解約と解約払戻金について ●各種変更手続き等について

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

お取り扱い(募集代理店)

商品等のお問い合わせは下記の募集代理店までご連絡ください。

(引受生命保険会社) **みどり生命保険株式会社**

〒114-8595 東京都北区王子6-3-43 ホームページ <https://midori-life.com/>

生命保険のお手続きや
ご契約に関する照会先

お客さまサービスセンター(9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く)

0120-566-322

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。